平成２２年（フ）第１４３９号
京都市右京区京北周山町上植代43番地１106号
債務者　北川　昌和
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４７号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟1210号
債務者　松田　邦彦
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５１号
京都府八幡市八幡土井４番地の17
債務者　伊藤多久美（旧姓千々岩）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８１号
堺市西区鶴田町13番６―205号
債務者　佐々木美恵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６４号
堺市北区新金岡町４丁２番７―208号
債務者　上原塗装こと　上原　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６８号
堺市堺区中向陽町１丁６番７号
債務者　木下美智子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０８号
大阪府河内長野市野作町15番10―208号
債務者　鳥居　暢枝
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
宮城県大崎市田尻大沢字南谷地中120番地１ベニマル住宅Ｎｏ．13
債務者　小笠原正樹
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
神奈川県厚木市三田南３丁目15番27号　スマイルハウス第２―108
債務者　南木　順一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４７号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷4102番地の６
債務者　藤永ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５１号
神奈川県足柄上郡松田町神山227番地１
債務者　宮嶋　勇雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５７号
神奈川県平塚市見附町12番７―304号　見附ビル
債務者　坪井めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５９号
神奈川県小田原市前川49番地の６
債務者　小泉みつ江
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６３号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本350番地の１ＨＯＴ小川第２ビル301
債務者　佐藤真紀子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６４号
神奈川県伊勢原市上粕屋576番地
債務者　高橋　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７５号
神奈川県厚木市上荻野2708番地４
債務者　外谷　和榮
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1061番地の３　エクセルＭｔ．Ｖ202
債務者　高橋　理香
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８２号
神奈川県平塚市田村９丁目21番17―201号リバブル平塚２
債務者　中村　　泉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部